

## 協 議 書

最上川中部水道企業団 企業長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇 代表者取締役  
〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、下記の区域における乙の開発行為について、都市計画法第32条の規定に基づき協議した結果、次のとおりとする。

<区域の表示> 東村山郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇〇番地 他〇〇筆

### 記

#### 1 都市計画法第39条（開発行為により設置された公共施設の管理）規定

- (1) 開発区域内における配水管の布設工事は、甲の給水条例（昭和42年4月1日条例第5号。以下「給水条例」という。）第40条の規定に基づき、乙の負担で甲が施行するものとし、配水管は、甲が維持管理を行う。
- (2) 開発区域内における給水装置の工事は、給水条例の規定に基づき、乙の負担で甲又は甲が指定する者が施行するものとし、開発道路内の給水装置は、甲が維持管理を行い、それ以降は乙及び土地所有者が維持管理を行う。

#### 2 都市計画法第40条（公共施設の用に供する土地の帰属）の規定

- (1) 開発区域内の配水管については、甲に帰属するものとし、給水装置は、乙及び土地所有者に帰属する。

#### 3 その他

- (1) 分岐ヶ所は、東村山郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇〇番地先の配水管よりとする。
- (2) 新設配水管は、管種〇〇〇・口径〇〇〇mmとする。

この協議を証するため、本通2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 最上川中部水道企業団  
企業長

Ⓜ

乙 （住所）  
（氏名）

Ⓜ

## 協 議 書

最上川中部水道企業団 企業長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇 代表者取締役  
〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、下記の区域における乙の開発行為について、都市計画法第32条の規定に基づき協議した結果、次のとおりとする。

<区域の表示> 東村山郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇〇番地 他〇〇筆

### 記

1 都市計画法第39条（開発行為により設置された公共施設の管理）規定

- (1) 開発区域内における給水装置の工事は、給水条例（昭和42年4月1日条例第5号）の規定に基づき、乙の負担で甲又は甲が指定する者が施行するものとし、開発道路内の給水装置は、甲が維持管理を行い、それ以降は乙及び土地所有者が維持管理を行う。

2 都市計画法第40条（公共施設の用に供する土地の帰属）の規定

- (1) 開発区域内の給水装置は、乙及び土地所有者に帰属する。

3 その他

この協議を証するため、本通2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 最上川中部水道企業団  
企業長

Ⓜ

乙 （住所）  
（氏名）

Ⓜ